

# 佐井村公報

1965

No. 20

— 目 次 —

- ・ 未成年者の喫煙防止について
- ・ 学童幼児の事故防止について
- ・ 防ぼう 青少年の非行
- ・ 福祉年金の所得状況届について
- ・ 棄権はほんとうに危険
- ・ 土地造成及び家屋新改築等による埋立について
- ・ 子供を永死から守ろう
- ・ 挨拶
- ・ 議会関係
- ・ 挨拶
- ・ 人事
- ・ 自衛隊音楽隊来村
- ・ 米の配給通帳について
- ・ あとがき

佐井村役場

# 未成年者の喫煙防止

(県広報課)

満二十才に達しない未成年者が「たばこ」をすうことは、法律で禁止されています。もし、自分ですうたため「たばこ」や喫煙器具をもらっていると没収されます。未成年者を保護監督する立場にある人が、その喫煙をやめさせなかつた場合や、未成年者自身ですうたものであることを知つていながら「たばこ」や喫煙器を販売した場合には処罰されます。青少年の健全な発育を守るため、みんなが注意し合ひましょう。

## 学童幼児の事故防止について

昭和二十九年年度の青森県における学童幼児の交通事故は五三七件で、幼児は発生で三二一件、死者一六人、傷者三〇四人。小学生は発生で一六〇件、死者十二人、傷者一五八人、中学生は発生で六六件、死者なし、傷者六六で幼児の事故は全事故の二、九%にもなります。また学童幼児の事故の中でも車の直前直後のとび出

しによる事故が一番多い。皆んなで次の事がらに注意し、学童幼児を事故から守りましょう。

- 通学する道は安全な道順を選ぶこと。
- 右側通行の正しし歩行を身につけよ。
- 道路を横切るときは右左を確かめよ。
- 車の直ぐ前や後のとび出しをやめよ。
- 急に道路にとび出すのは危険です。
- 道路での遊びはやめましょう。
- 道路でふざけたり追かけっこをやめよ。
- 横に並んで歩くのはやめましょう。
- 自転車の二人乗りは危険です。
- 信号をよく見て通りましょう。
- 家から出る時、学校から帰る時は必ず一声注意しましょう。

県警交通第一課

ふり向くな  
選拳の時の  
義理と金

# 防ごう！ 青少年の非行

四月に就職・進学した少年のなかには、新しに職場や学校にたじめをまじまじと仕事や勉強をさぼったり、遊び歩いたりして次第にたかり、せつ盗など非行へ移行する者が少なくありません。気候のよくなるこのごろ夏にかけて、少年達の夜遊びが多く交ります。夜おそくまで遊んでいれることにより、たかりなどの被害を受けれるおそれがあり、また、少年達が不良化するともありますので、放任することなく、十分注意をして下さい。特に次のことがらに十分気をくばって下さい。

1. 初夏から夏にかけて多くなる夜遊びのくせを正し、夜間の外出はなるべくさけるようよく指導する。
2. 友人関係にはよく注意する。
3. その他、服装や所持品には気を付けて、不必要なナイフ類は絶対にたせない。また、くづかい銭の額をきめて与え方を計画的にする

より指導する

教育委員会

## 福祉年金の所得状況届は

### 六月三十日が期限です。

マことしとまた、福祉年金の所得状況届を出す時期がきました。老令福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金、準母子年金を受けられる方は、この届をまじまじと九日期以降の年金を受けられなく交りますから、六月三十日まで必ず届けを出さなければなりません。それにより、これは国民年金証書が一斉に更新され、年金額が九月分からは月二〇〇円増額されることになっており、まから古い証書は役場へ返して、新しい証書で年金を受けれるようにしましょう。



「いよいよ年金届は、はややく役場へ返すよ」

「ほんだ、ほんだ」

(年金係奥本)

# 棄権はほんとうに危険

(佐井選管)

—近づく参議院の通常選挙—

参議院選挙は七月四日(日曜日)です

。参院選というところでは、おぼろげに投票率の悪いのがつね。

1. 天気が悪いので投票所へ行くのがいや

2. 出かせぎに行つて不在だから

3. 政治に不信を抱いて居るから—

などと、理由はありますが、棄権はやはり危険といえるのです。

生活と政治は切つても切れない関係にあるからです。

投票は主権者が政治に参加するたゞみとつ手段です。

政治のよしあしは投票できるととどめるのです。

## 七月四日はかゝらず投票

しましやう

長後、橋本、牛滝、野平は

二十前六時、二十後四時まで

原田、両井、川目、夫越は

二十前六時、二十後六時まで

## 土地造成及び家屋新築等による埋立について

最近右記工事が随所に見受けられますが、道路、河川敷等の公有財産に埋立てているものもあります。右のような場合は管理者である知事の許可を必要とします。詳しくは役場川畑書記からお聞きして下さい。

投書に答えて

## 郷土芸能発表はぜひやりたい

公報第十九号に郷土芸能を発表する機会をもちたいとの強い意見がございましたが、これはかねがね私の念願でありました。一人でもこつしたことに、関心をもっているという事は誠に心強いことと思つております。時期とか運営方法等は十分検討して、今年はぜひ実行したれと思ひます。

公民館長

## 酒飲み運転

事故のもと

# 子どもを水死から守る方

県教育委員会

この頃は涼しい夏になるだろうと言われているが、毎年この頃みら八月にかけて水泳による事故死が急激にふえます。昨年、本県で水死した児童、生徒は三五名（小学校二三名、中学校一名、高校生一名）におよんでいます。お互いに、可愛れ子どもをこのような事故から守りたいものです。

(1) 事前に水流、水温などよく調査しておくこと。

水死の原因に意外と多めにシヨツク死があるといわれています。これは水の中にはいつていて、急に深さが変わったリ水温が急に変わったため、シヨツク死するといふものです。川底、水流、水温などじゅうぶん調査しておくことが大切です。なるべく、気温摂氏二五度以上、水温摂氏二〇度以上の口を選んで水泳をさせることです。

(2) みんなが監視者となることです。まず、子どもは安全な場所で泳がせ

ることが大切です。みんなが監視者のつもりになって、通りすがりの川で水遊びしている子どもたちに、危険と思われたらすぐ注意してやる心構えが必要です。

(3) 不適応者には水泳させないこと。  
次のような人には、なるべく水泳をさせないことです。

ア、極端に無気力で神経質なもの。

イ、心臓弁膜症、腎臓病、脚気

ウ、病後の回復期にあるもの

エ、肺炎（治後一か年のもの）、小児ぜんそく（治後一か年のもの）

オ、ツベルクリン反応の大ききものが二〇

ミリ以上を示すもの。また一〇ミリ以上で硬結を示すもの。二重発赤で水泡のあつたもの

カ、耳疾患者、急性の鼻疾、眼疾

キ、アレルギー性体質の者

ク、てんかん、けいれん素質者

(4) 水泳前の準備には万全を  
入水前には尿をさせ

準備運動は必ず行なわせ

徐々に入水させることなどです。

挨拶

のり原 板

ハム散を通過して一言、挨拶申し上げます。  
このたびは佐井村議会定例会においで  
奥本前議長のもとを引受け議長に選任  
されましたが、浅学非才の私で、いざ  
すの村民皆様の御指導、御鞭撻がなけれ  
ばその責任を果すことができませんと思  
いますからよろしくお願いする次第で  
あります。

ご承知のとおり、村政は村民一人一人の  
意を村議会に反映して、そして、村長さん  
に最高度に手腕をふるってもらう事  
があると信じております。何卒皆様も身  
近にある村会議員の方々に、意見を申  
し出で、よりよい村づくりに、協力をあ  
願いする次第であります。

佐井村議会

議長、副議長ならびに委員会の構成が  
左のようにかわりました。

(5月29日定例会村会において)

議長

内田 俊雄

副議長

奈良兼太郎

総務常任委員長 木部 総太郎

副、東出 昇

文教厚生常任委員長 与之

副、樋口 忠義

産業経済常任委員長 石沢 多佳樹

副、野村 中郎

土木建築常任委員長 高橋 豊次郎

副、川岸 総次郎

議会事務局 書記 樋口 繁

、奥本 義勝

人事

佐井村助役 宮川 年晴

佐井村収入役 三戸 重蔵

総務係長 (六月一日付)

松林 薫

消防係長 (六月十四日付)

松橋 金蔵

(四月一日付)

火の用心

議會

議案才十八号

人權擁護委員候補者推薦につき  
意見を求むるの件

人權擁護委員法（昭和二十四年法律才百三十九号）を才六条の規定に  
より左記を人權擁護委員候補者として推薦致したい。  
右貴会の意見を求める。

昭和四十年五月二十九日提出

村 長 渡 辺 正 吉

佐井村議會議長 奥 本 正 一

記

一 樋口秀次

二 石沢又吉

即日適任と認む

議案才十九号

佐井村収入役廃止並びに事務の兼掌に関する条例の  
廃止条例制定について

佐井村収入役廃止並びに事務の兼掌に関する条例（昭和三十九年六月  
一日条例才八号）の廃止条例を次のとおり制定するものとする。

昭和四十年五月二十九日提出

昭和四十年五月三十一日告示

村 長 渡 辺 正 吉

佐井村議會議長 奥 本 正 一

記

案 佐井村収入役廃止並びに事務の兼掌に関する条例を廃止する条例  
佐井村収入役廃止並びに事務の兼掌に関する条例へ昭和三十九年六月  
一日条例才八号は廃止する。

記

この条例は昭和四十年六月一日から施行する。

即日原案可決

昭和四十年条例才七号

議案才二〇号

佐井村副収入役の設置及び定数条例の廃止条例 制定に付いて

佐井村副収入役の設置及び定数条例へ昭和四十年四月一日条例才五号  
の廃止条例を次のように制定するものとする。

昭和四十年五月二十九日提出

昭和四十年五月三十一日告示

佐井村長

渡辺正吉

佐井村議会議長

奥本正一

佐井村副収入役の設置及び定数条例を廃上する条例案

佐井村副収入役の設置及び定数条例へ昭和四十年四月一日条例才五号  
は廃止する

附 則

この条例は昭和四十年六月一日から施行する。

即日原案可決

昭和四十年条例才八号

議案才二十一号

監査委員選任に関する同意を求めるとについて

地方自治法才百九十五条の規定による監査委員内田俊雄は昭和四十年四月十四日一身上の都合によつて退職したので、あらたに次の氏名を選任した。から同法才九十六条の規定により佐井村議会の同意を求めると。

佐井村議会議員

東出昇  
大正十一年三月八日生

佐井村大字佐井字磯谷二百九番地

昭和四十年五月二十九日提出

即日同意

佐井村長

渡辺正吉

佐井村議会議長

奥本正一

議案才二十一号

助役選任に関する同意を求めるとについて

佐井村助役松谷清治は昭和四十年四月一日一身上の都合によつて辞職したので、次の者を選任した。から地方自治法才百六十二条の規定により佐井村議会の同意を求めると。

佐井村書記

宮川年晴  
大正十一年三月十四日生

佐井村大字佐井字大佐井六十二番地

昭和四十年五月二十九日提出

即日同意

佐井村議長  
佐井村議会議長

渡辺正吉  
奥本正一

議案才二十三号

収入役選任に関する同意を求めることについて  
佐井村収入役に次の者を選任したいから地方自治法中百六十八条の規定により佐井村議会の同意を求めらる。

佐井村副収入役 二戸重蔵  
明治四十二年十月三十一日

佐井村大宰佐井字大佐井三番地

昭和四十年五月二十九日提出  
即日同意

佐井村長 渡辺正吉  
佐井村議会議長 奥本正一

議案才二十四号

佐井村特別職の職員給与等に関する条例を改正する条例の制定  
について

佐井村特別職の職員給与等に関する条例へ昭和二十四年十月三十日  
条例才十八号の改正条例を次のように制定するものとする。

昭和四十年五月二十九日提出  
昭和四十年五月三十一日公布

佐井村長 渡辺正吉  
佐井村議会議長 奥本正一

記

佐井村特別職の職員給与等に関する条例の一部を改正する条例

佐井村特別職の職員に関する条例（昭和二十四年十月三十日条例第九号）の一部を次のように改正する。

才二条中「一、村長七万五千円 二、助役五万八千円 三、収入役五万四千元」を「一、村長八万三千円 二、助役六万二千元 三、収入役五万六千円」に改める。

#### 附 則

この条例は公布の日から施行し昭和二十九年九月一日から適用する。  
（即日原案可決 昭和四十年条例第九号）

#### 理由及び主なる内容

現在の佐井村の特別職の給料額は別表の通り 郡内各町村の給料額に比較して最も高いためである。

特別職の給料と雖ども一般職の給料と同様生活の資であり事務の対応であることはまちがいない。その上特別職は体面を保ち身分を維持するため費用も特に大きいため随って一般職の給与改定と大体併行されるべきであると思ふ。一般職の給料については人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じて昭和三十九年九月一日から改定されている。

特別職の給与改定については国及び県の考え方は大体次の三点を基準にして改定するのは妥当でないかとのようである。

- 一、 全国の平均額
- 二、 類似団体の額
- 三、 一般職の上昇率

県内の町村長は右三点を参照して一応の線を出したが地域的に格差が大きいため、その線を出すことが至難であった。それで郡単位に協定すること

にした。郡町村会では事務に堪能な町役会に補充させた。その結果出たものは別表 勝野沢村の線である。

当村も勝野沢村を標準に改定しようとするものである。昭和三十九年度の佐井村の給与改定等の賦源として普通交付税の追加額は九十一万四千円で一般賦の改定支給額は四十四万一千円であるから差引残額四十七万三千円には特別賦の分を含みおけるから直接住民の負担にはならない。

昭和四十年度は一般賦、特別賦の給料額二百円に対する住民の直接負担となる分は大体九円位で九十一円は交付税として国から交付されることになる。

（別表、給料額、税額、交付税額の比較を参照せられたい）  
 参考までに関係文書写を添付した。

下北郡内 町村三役及び議会議員給料標準調査

昭和40年4月1日現在

町村名	町	村	長	助	役	収入	役	議長	副議長	議長	議員
川内	町		100.000	75.000	70.000	18.000	17.000	16.000			
東通	村		80.000	73.000	67.000	12.500	12.000	11.500			
大間	村		85.000	68.000	64.000	13.000	12.000	11.000			
勝野	沢	村	83.000	64.000	57.000	10.000	9.500	9.000			
大畑	町		80.000	62.000	57.000	16.000	15.000	14.000			
風間	浦	村	75.000	58.000	52.000	11.000	10.500	10.000			
佐井	村		75.000	58.000	50.000	10.000	9.500	9.000			

交付税

(普通+特別)

村税(固定+村民)

俸給(特別雇+一般)

年度	交付税	村税(固定+村民)	俸給(特別雇+一般)
40			
39	4,614,000.00	3,321,100.00	1,042,332.00
38	4,418,360.00		
37	3,711,160.00		
36			
35			
34			
33			
32			
31			
30			
金額	200,400,600,800,1000,1200,1400,1600,1800,2000,2200,2400,2600,2800,3000,3200,3400,3600,3800,4000,4200,4400,4600 万円	200,400,500,800,1000 万円	200,400,600,800,1000,1200,1400 万円

様 啓 昨下初冬の候ますます清寒の多と存じます。さて、このたび一般職の雇員の給与改定が行なわれることに同意して、柳町の特別職の雇員の給与改定の取扱いについて種々照会されるもきもありませぬ、自治省並に県の見解は、下記のとおりでありますので参考までお知らせいたします。末筆ながら、自愛の程お祈り申し上げます。 敬 泉

昭和 39年 12月 15日

青 森 県 総 務 部 長

各 市 町 村 長 殿

記

1. 常勤の特別職の雇員の給与改定については、一般職の雇員の給与改定の状況、当該地方公共団体における特別職の雇員に関する3ヶ年表の給与改定の経緯などを調査し、適正な決定がなされるよう留意しなければならない。
2. 地方議会議員の報酬改定は、一般職の雇員の給与のよりに生計費の増大、民間賃金の上昇を相対してなされるべき性質のものではないと考えられ、しかも昨年からは多額の地方公共団体において相当率の引き上げがなされた旨であるので、その額がいずれも区別である場合を除き、報酬引き上げについては極力自粛されることを望まないと。

一言御挨拶申し上げます。議案第二十二号の件につきましては去る六日に開催されました議員の皆様と首長との協議会の線を見聞致しましてより私には三つほどの不安がいつと脳裏をよめられたのでございます。その一つは松谷名助役の後を果してこの右非がということでございまして。二つは名儀はたとい母となつておりまして私のとまろの営業のことでございまして。三つは賦務の経験のない私がしかも収入役をまたいで職はとゆうことでございまして。一人、いろいろと思ひあぐみましたが現在役場もあれこれとあれこれしく私めも四月以来助役なき態勢の庶務係長を務めまして参りまして、そう致しましてこの時点に至りましては前、申しましたる三点の不安を克服致しましてお引受けすべきではなからうかという考えに移行して参つたのでございます。

幸い村長さんは地方行政三十数年のベテランであられその手腕は定評のあるところでございますので、たすけ役がつかえりて足をとられての御指導をおおぐにと相成ると存じますが職を完うさしていただくには議員の皆様方の旧に倍します御指導御べんたつをこの席からではございませが特別にお願ひ申し上げたく存じます。私も振り返つてみますると昭和十年四月に給仕として役場のお世話になりました。三十二年、しかし乍ら生来の愚鈍、何を待、何を為せしかせんかの至りでありませが之よりは職員としての融和と公僕精神の徹底に徹力を捧げ、期待の五分の一に較いたき所存でございますので重ねて旧来に倍します助言指導をち願ひ申し上げ粗辞ではありませが私の御挨拶といたしたのでございます。大変失礼申し上げます。



## 自征隊音楽隊来村

自征隊 音楽隊が来村して演奏会を開  
催致します。皆様方のお出でをお待ちし  
ております。

記

日時 六月二十九日

午後六時から七時半まで

場所 佐井小学校

## 昭和四十年度「明るく正しい」選 挙宣伝ポスター作品募集

趣旨

私たちの生活を豊かであつたのしいものに  
するには、政治をりっぱなものにしな  
ければなりません。そしてりっぱな  
政治が行なわれるには、選挙が明るく  
正しく行なわれなければなりません。  
そこで、心身ともに清く正しい全国民の  
児童、生徒の皆さんに「明るく正しい」  
選挙をおしすすめるに役立つポスター  
をかいてもらいたい。

内容

明るく正しい選挙をおしすすめること

を表わすものを書いて下さい。

その他、応募資格・提出先などくわしい  
ことは佐井村教委にご連絡下さい。

## 米の配給通帳について

(係 奥本)

昭和四〇年四月一日をよって米の配  
給通帳の様式の一部改正がなされたこ  
とにとごなひ、新様式の米の配給通帳  
を各々売販売業者へ交付しましたので  
まだ受取つていない方は自分の登録し  
ている販売所へ行って受取つて下さい。

## あとがき

ことしは大陽黒点極小年の翌年にあ  
つています。このためことしの気象  
条件はたいへん悪く、凶作型を示して  
いるから警戒を要すると長期予報は  
警告を発しています。

ハム報オ二十号をお送りします。議会  
関係の記事を多くしました。

子供の事故が多くなる季節にむかひ  
ますので注意したいと思ひます。

編集子